

## 令和●年度福祉・介護職員処遇改善加算等について

社会福祉法人○○

日頃より、熱心に業務に取り組んでいただきありがとうございます。  
処遇改善加算金及び特定処遇改善加算金の配分について、お知らせいたします。

### <処遇改善加算金>

#### 1. 対象事業所

生活介護○○ グループホーム○○ 児童発達支援○○

#### 2. 対象者

- ・ 1の事業所に所属する者
- ・ 主に福祉・介護業務に従事する者（正規、非正規を問わない）
- ・ 支給月の末日に在籍している者

#### 3. 配分方法及び金額

##### ①処遇改善手当

…正規福祉・介護職員：月額 18,000 円、非正規福祉・介護職員：時給 80 円

##### ②賞与への上乗せ…6 月、12 月に支給

※期中に事業収入が増減した場合は、賞与上乗せの額を増減して対応する。

### <特定処遇改善加算金>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和元年 10 月新設）は、福祉・介護職員全体の処遇を改善する現行の加算に加えて、経験・技能のある障害福祉人材の更なる処遇改善を目指しています。また、他の職種の処遇改善も行うことができるなど、柔軟な運用が認められています。

#### 1. 対象事業所

生活介護○○ グループホーム○○ 児童発達支援○○

#### 2. 対象者

- ・ 1の事業所に所属する者
- ・ 支給月の末日に在籍している者
- ・ 下記の A、B、C グループのいずれかに該当する者

グループ	条件
A	当法人で10年以上勤務している正規職員のうち以下のいずれかに該当する者 ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士の いづれかの資格を保有する者 ・心理指導担当職員（公認心理師含む） ・サービス管理責任者 ・児童発達支援管理責任者
B	A以外の福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者
C	その他の職種 ※ただし、前年度の年収が440万円以上の者は対象外

### 3. 配分方法及び金額配分方法及び金額

#### ①特定特定処遇改善手当

…A グループ月額 10,000 円

#### ②賞与への上乗せ：A グループ、B グループ、C グループ…6 月、12 月に支給

※期中に事業収入が増減した場合は、賞与上乗せの額を増減して対応する。

※平均賃金平均賃金改善額は「AはBよりも高く」「CはBの2分の1以下」とする。

### <ベースアップ等加算金>

ベースアップ等加算（令和4年10月新設）は、令和4年2月から9月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められています。

#### 1. 対象事業所

生活介護〇〇      グループホーム〇〇      児童発達支援〇〇

#### 2. 対象者

- ・1の事業所に所属する者
- ・主に福祉・介護業務に従事する者（正規、非正規を問わない）
- ・支給月の末日に在籍している者

#### 3. 配分方法及び金額

##### ①ベースアップ等加算手当

…正規福祉・介護職員：月額 10,000 円、非正規福祉・介護職員：時給 50 円

##### ②賞与への上乗せ…6 月、12 月に支給

※期中に事業収入が増減した場合は、賞与上乗せの額を増減して対応する。